## 議第63号

高山市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

高山市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の 一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年5月13日提出

高山市長 田 中 明

## 提案理由

水道法施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

高山市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例( 平成24年高山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)
第4条 法第19条第3項に規定する条例で定	第4条 法第19条第3項に規定する条例で定
める水道技術管理者が有すべき資格は、次の	める水道技術管理者が有すべき資格は、次の
各号のいずれかとする。	各号のいずれかとする。
(1)~(5) (略)	(1)~(5) (略)
(6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水	(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u> の登録を受け
道の管理に関する講習の課程を修了した者	た者が行う水道の管理に関する講習の課程
	を修了した者
2 (略)	2 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行する。